

2006年度3月通常総会（06年3月8日決定）

第1号議案 「定款変更に関する経過と今次改革案について」

1. 変更条文およびその理由

（社）神奈川県地方自治研究センターの定款第11条第1項の条文を別表「変更条項に係る新旧対照表」のとおり改める。

変更の理由は、別紙「定款変更理由書」のとおりである。

2. 条文変更に至る経過

2005年度総会（05年3月25日）において、「1号議案 定款変更に関する経過と今後の取り扱いについて」（参考1）が承認され、その後、6月総会において報告したように、4月25日に認可され、5月25日に役員の登記も完了しました。（参考2）

参 考 1

2005年度総会（05年3月25日） 第1号議案「定款変更に関する経過と今後の取り扱いについて」

1. 定款変更にかかる経過

本年1月24日に開催された臨時総会において定款第11条第1項の変更が承認されました。

総会終了後、神奈川県への認可申請のための諸準備を進めました。また、役員の法務局への登記について並行して準備作業を進めていましたが、「改正定款では現理事（22名）の登記は受理できない」との判断が法務局から示されました。

事務局としては、県への認可申請をこのまま継続することができないと判断し、届け出を中止しました。

2月24日開催された第56回理事会においてこの間の経過と今後の取り扱いについて協議・検討し、以下のとおり方針（案）をまとめました。

2. 定款変更についての通常総会における再議と承認を求めることについて

理事会としては、この間の経過を通常総会に報告し、新たな事態をふまえて定款変更について通常総会で再議に附し、承認を得ることとします。

【定款変更にかかる考え方について】

（1）定款変更に関して3月通常総会（3月25日）に改めて第1号議案として再議する。

（2）定款変更の内容

ア. 定款第11条第1項の条文を別表「変更条項に係る新旧対照表」のとおり改

める。

イ. 変更の理由は別紙「定款の変更理由書」のとおりである。

ウ. 2006年通常総会（2006年3月予定）で改めて理事定数を「10人以上15人以内」とする定款変更を行う。

(3) 3月総会において会員の承認を得た後に神奈川県に改めて認可申請を行う。

3. 提案理由

定款変更と法務局への登記は一連の手続です。仮に定款変更が認可されたとしても法務局に登記できない事態となれば、定款変更の手続きが完結しないこととなります。

現段階では、法務局の見解に変更の余地がなく、これ以上の協議を継続しても事態の打開が難しいとの判断にたつて、現役員の登記の完了をめざして定款変更の決議を再度行うこととします。

また、次年度の3月通常総会において再び理事定数を「10人以上15人以内」とする定款変更を行うこともあわせて決議し、次年度総会でしかるべき諸手続を行います。

参考2

2005年6月通常総会中間報告（2005年6月24日）

2. 定款変更の件について

定款第11条の理事定数を「10人以上15人以内」等に変更することについて、本年1月24日に開催された臨時総会において承認された。この決定に基づいて諸手続を開始したが、法務局登記が難しいとの状況に至った。その後、事態の打開を図ったが進展がないことが判明したために、手続きを中止した。この事態を受けて理事会に諮り、協議した結果、3月通常総会において、再度議案を修正し、手続きのやり直しを行うこととした。3月25日の通常総会で再議し、承認をうけた（別紙1）。

その後、神奈川県に申請手続きを行い、4月25日に認可された旨通知があった（別紙2）。これをうけて役員の法務局登記手続きを行い、5月25日に登記が終了した。

なお、理事定数については、次年度（2006年3月を予定）総会で再度定款変更手続きを行い、理事定数を「10人以上15人以内」に変更する。本件については、改めて次年度通常総会において提案したい。

別紙 1

変更条項に係る新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">—中 略—</p> <p>(役員の種別及び選任)</p> <p>第 1 1 条 センターに次の役員をおく。</p> <p>(1) 理事長 1 人</p> <p>(2) 副理事長 2 人又は 3 人</p> <p>(3) 専務理事 1 人</p> <p>(4) 常務理事 2 人以内</p> <p>(5) 理 事 (理事長、副理事長、 専務理事及び常務理事を含む。)</p> <p style="text-align: right;"><u>1 0 人以上 1 5 人</u></p> <p style="text-align: center;">以内</p> <p>(6) 監 事 2 人</p>	<p style="text-align: center;">—中 略—</p> <p>(役員の種別及び選任)</p> <p>第 1 1 条 センターに次の役員をおく。</p> <p>(1) 理事長 1 人</p> <p>(2) 副理事長 2 人又は 3 人</p> <p>(3) 専務理事 1 人</p> <p>(4) 常務理事 2 人以内</p> <p>(5) 理 事 (理事長、副理事長、 専務理事及び常務理事を含む。)</p> <p style="text-align: right;"><u>2 0 人以上 2 5 人</u></p> <p style="text-align: center;">以内</p> <p>(6) 監 事 2 人</p>
<p style="text-align: center;">—中 略—</p> <p>附則</p> <p>6 この定款の変更は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。ただし、現に選任されている役員については、第 11 条第 1 項規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">—中 略—</p>

別紙2

定款の変更理由書

1 第11条関係

(理由)

現在の本団体の理事定数は「20人以上25人以内」となっている。

本団体は、自治体行財政に関する調査・研究等を行うことを主な事業としているが、近年の事業規模から鑑みると、現在の理事定数は過大であり、理事会の運営が負担となっているので昨年定款を変更し、理事定数を「20人以上25人以内」に変更したが、なお過大である。

そこで、理事定数を「10人以上15人以内」に変更するものである。